

第330回千葉市開発審査会議事要旨

1 日 時：令和6年9月27日（金）午後2時00分～午後3時52分

2 場 所：千葉市役所新庁舎高層棟3階 L会議室303

3 出席者

- (1) 委員：岡田知也委員、大賀紀代子委員、板谷和也委員、松浦健治郎委員、福田浩子委員
長谷部衡平委員
- (2) 行政庁職員：秋葉建築部長、竹田宅地課長、中村企画調整班主査、山本審査第一班主査
鈴木審査第二班主査、土屋企画調査班主任主事
- (3) 事務局職員：前田建築管理課長、富士計画調整班主査、林計画調整班主任技師

4 議 題

(1) 審査案件審議

ア 議案第1号 開発行為の許可について

(立地基準) 都市計画法第34条第14号

千葉市開発審査会付議基準第8「インターチェンジの周辺における流通業務施設等の建築」2「流通業務等の事務所・倉庫」に該当する開発行為

イ 議案第2号 開発行為の許可について

(立地基準) 都市計画法第34条第14号

千葉市開発審査会付議基準第8「インターチェンジの周辺における流通業務施設等の建築」2「流通業務等の事務所・倉庫」に該当する開発行為

ウ 議案第3号 開発行為の許可について

(立地基準) 都市計画法第34条第14号

千葉市開発審査会付議基準第17「社会福祉施設の建築」に該当する開発行為

エ 議案第4号 開発行為の許可について

(立地基準) 都市計画法第34条第14号

千葉市開発審査会付議基準第17「社会福祉施設の建築」に該当する開発行為

オ 議案第5号 開発行為の許可について

(立地基準) 都市計画法第34条第14号

千葉市開発審査会付議基準第19「病院の移転等」に該当する開発行為

カ 議案第6号 完了公告後の予定建築物以外の建築物の用途の変更の許可について

(立地基準) 都市計画法第42条第1項ただし書

都市計画法第34条第14号

千葉市開発審査会付議基準第14「建築物の用途変更」に該当する
完了公告後の予定建築物以外の建築物の用途の変更

キ 議案第7号 建築行為等の許可について

(立地基準) 都市計画法第43条

都市計画法施行令第36条第1項第3号ホ

千葉市開発審査会付議基準第6「屋外施設等の付帯施設の建築」
に該当する建築行為等

ク 議案第8号 建築行為等の許可について

(立地基準) 都市計画法第43条

都市計画法施行令第36条第1項第3号ホ

千葉市開発審査会付議基準第14「建築物の用途変更」に該当する
建築行為等

ケ 議案第9号 建築行為等の許可について

(立地基準) 都市計画法第43条

都市計画法施行令第36条第1項第3号ホ

千葉市開発審査会付議基準第14「建築物の用途変更」に該当する
建築行為等

コ 議案第10号 建築行為等の許可について

(立地基準) 都市計画法第43条

都市計画法施行令第36条第1項第3号ホ

千葉市開発審査会付議基準第14「建築物の用途変更」に該当する
建築行為等

サ 議案第11号 建築行為等の許可について

(立地基準) 都市計画法第43条

都市計画法施行令第36条第1項第3号ホ

千葉市開発審査会付議基準第14「建築物の用途変更」に該当する
建築行為等

(2) その他

ア 千葉市開発審査会付議基準の改正について

イ 次回の開発審査会について

5 議事の概要

(1) 審査案件審議

ア 議案第1号 開発行為の許可について

本件は許可相当とすることに決定した。

イ 議案第2号 開発行為の許可について

本件は許可相当とすることに決定した。

ウ 議案第3号 開発行為の許可について

本件は許可相当とすることに決定した。

エ 議案第4号 開発行為の許可について

本件は許可相当とすることに決定した。

- オ 議案第5号 開発行為の許可について
本件は許可相当とすることに決定した。
- カ 議案第6号 完了公告後の予定建築物以外の建築物の用途の変更の許可について
本件は許可相当とすることに決定した。
- キ 議案第7号 建築行為等の許可について
本件は許可相当とすることに決定した。
- ク 議案第8号 建築行為等の許可について
本件は許可相当とすることに決定した。
- ケ 議案第9号 建築行為等の許可について
本件は許可相当とすることに決定した。
- コ 議案第10号 建築行為等の許可について
本件は許可相当とすることに決定した。
- サ 議案第11号 建築行為等の許可について
本件は許可相当とすることに決定した。

(2) その他

- ア 千葉市開発審査会付議基準の改正について
千葉市開発審査会付議基準の改正について説明した。
- イ 次回の開発審査会について
次回の開発審査会の開催日は令和6年10月25日（金）と決定した。